

## 1 当金庫の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### [主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### [金融経済環境]

当連結会計年度のわが国経済をみますと、おおむね緩やかな回復が続いたものの、期末にかけてやや弱含みの推移となりました。

個人消費は、コロナ禍からの反動需要が一巡する中で物価上昇が購買力を削ぎ、持ち直しの動きに足踏みがみられました。設備投資は、人手不足を背景とした企業の合理化・省力化投資を中心に持ち直しました。財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速を受け、横ばい程度の推移となりました。生産は、大手自動車メーカーの生産・出荷停止から年度末にかけて弱含みの推移となりました。

こうした中で中小企業の景況感をみますと、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」では、供給制約の緩和やインバウンドの回復などを背景に 2023 年中は好転が続いたのち、2024 年に入り自動車の減産や能登半島地震などの影響から悪化に転じました。

金融面では、2023 年に日本銀行が長期金利の上限の目途を引き上げたのち、2024 年 3 月の金融政策決定会合においてこれまでの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組み及びマイナス金利政策の修正を決定しました。ただし、緩和的な金融環境は継続するとの姿勢を示したことで、長期金利の上昇は限定的なものにとどまりました。円の対ドル相場は円安方向に推移し、150 円を超える円安水準となりました。日経平均株価は 1990 年以来の最高値を更新し、一時 4 万円台に達しました。

#### [事業の経過及び成果]

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022 年 3 月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」というパーパスを基軸に、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間の計画期間とする中期経営計画を策定しております。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよい企業経営をお取引先とともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいります。

#### <中期経営計画に基づく主要な施策>

##### (1) サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという 3 つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供しております。

情報サービスは、財務診断や ESG 診断、DX・IT サーベイ、従業員の幸福度を可視化

する幸せデザインサーベイ、CO<sub>2</sub>排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、共有した課題の解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援の取組みを強化しております。

人財サービスは、課題解決に取り組むに当たって必要となる、お取引先を内部から支える経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組んでおります。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しております。また、政策投資株の取得及びメザニンファイナンス等を含む投資業務への取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しております。



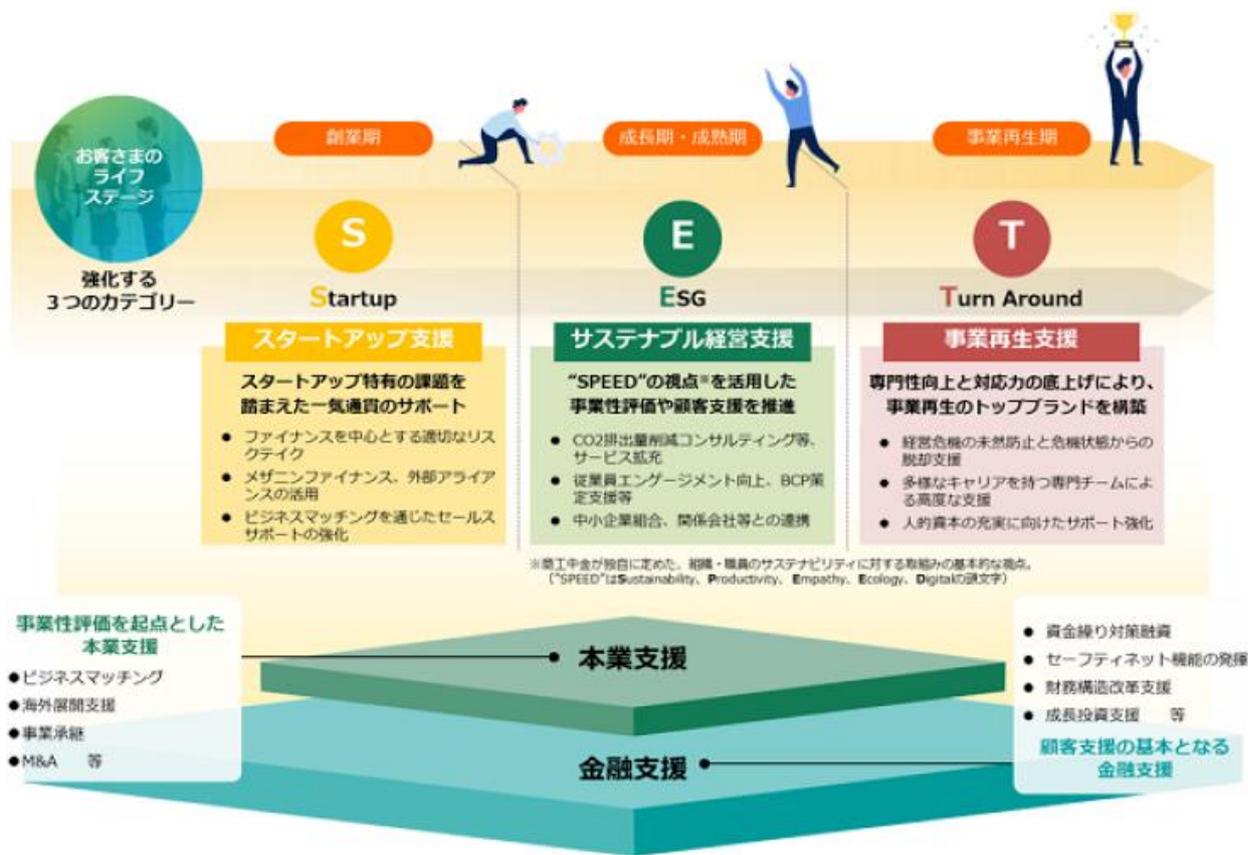
## (2) 差別化分野の確立

経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、S:「スタートアップ支援」、E:「サステナブル経営支援」、T:「事業再生支援」の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化しております。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポートに取り組んでおります。

「サステナブル経営支援」においては、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エンゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進しております。

「事業再生支援」においては、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みを強化しております。



(参考) 差別化分野の実績

**S Startup** スタートアップ支援  
スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポート

	2023/3期	2024/3期
スタートアップ企業に対するファイナンス実行件数・金額	280 件 420 億円程度	280 件 330 億円程度
スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次	350 件以上	1,050 件以上

**E ESG** サステナブル経営支援  
“SPEED”の視点を活用した事業性評価や顧客支援を推進

	2023/3期	2024/3期
ESG診断サービス提供	800 件程度	450 件程度
サステナブルファイナンス期末件数・残高	51 件 190 億円	142 件 551 億円

**T Turn Around** 事業再生支援  
専門性向上と対応力の底上げにより事業再生のトップブランドを構築

	2023/3期	2024/3期
支援対象先* ランクアップ率	8.9 %程度	13.6 %程度
支援対象先* の引当戻り額	22 億円程度	23 億円程度

\*2023/3時点 約4,800社  
2024/3時点 約4,100社

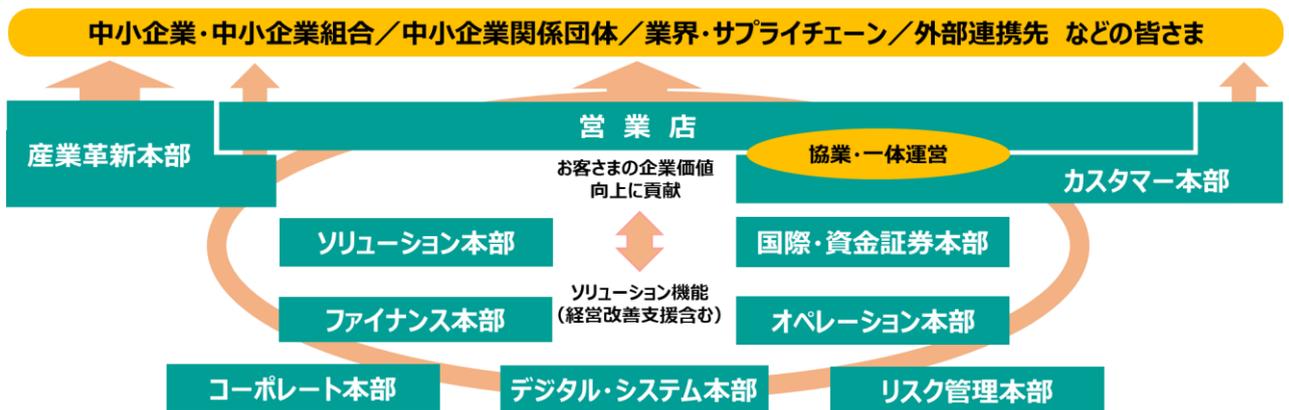
(3) 当金庫自身の企業変革

パーパス・ミッションを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being・D&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の3つの主要なテーマに基づき、企業体質や組織風土改革を進めております。



社員の3つの充実（仕事、個人、家族・社会）を通じたWell-beingの実現をサポートしていくとともに、「お客さまの価値向上のため、変革しつづける人財」の採用・育成に向け、2024年4月から新人事制度を導入しております。

お客さま本位で質の高いサービス・ソリューション提供を一層進めるべく、2024年4月から統括本部制を拡大しております。親和性の高い機能をまとめ、統括本部の下に配置することにより、経営戦略と人財戦略の一体化による人的資本経営の高度化や経営効率の向上、意思決定スピードの向上を図ってまいります。



<持続可能な社会の実現に向けた取組み>

#### 【基本的な考え方】

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点(※)を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

(※)当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

#### 【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」が推奨する形での情報 (ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標) の開示に取り組んでおります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、期末残高が前期末比 4,488 億円増加し、6 兆 2,352 億円となりました。

(債券)

債券は、期末残高が前期末比 1,524 億円減少し、3 兆 2,964 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、危機対応融資の利子補給期間満了に伴う返済や据置期間満了に伴う返済開始口座が増加した結果、期末残高は前期比 116 億円減少し、9 兆 6,274 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 24 億円増加し、209 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 12 億円増加し、116 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 2,416 億円増加し、1 兆 2,196 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 2,462 億円増加し、13 兆 2,267 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 1 兆 8,442 億円増加し、22 兆 3,131 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び資本取引が減少した結果、前期比 596 百万ドル減少し、6,988 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比 53 億円増加し、1,451 億円となりました。経常費用は、資金調達費用が増加した結果、前期比 142 億円増加し、1,232 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 89 億円減少し、219 億円となり、当期純利益は前期比 76 億円減少し、153 億円となりました。

**[対処すべき課題]**

人口減少などの構造要因や低金利環境の長期化等により、当金庫を含む国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、原材料・エネルギー価格の高騰や金利上昇、人手不足等目まぐるしく変化する経営環境への対応に加え、産業

構造の変化に伴うビジネスモデルや商流の再構築、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しております。伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切なアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至ったお取引先に対しては、地域金融機関と連携・協業し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。法人・個人事業主さま向けポータルサイト「商工中金Bizリンク」や個人のお客さま向けスマートフォンアプリ「商工中金ダイレクト」等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、法人のお取引先を中心に情報を分析し、企業価値向上に向けた提案を行うためのシステムプラットフォームを導入し、リレーションの維持・向上を図ることで、お取引先との深度ある対話を実現してまいります。

引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進にも取り組み、持続可能なビジネスモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	5,893,654	5,707,939	5,786,324	6,235,221
定期性預金	3,571,601	3,453,371	3,396,472	3,527,160
その他	2,322,052	2,254,567	2,389,852	2,708,061
債 券	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
社 債	10,000	30,000	80,000	100,000
貸 出 金	9,521,402	9,607,809	9,639,065	9,627,443
融資対象団体等向け	9,345,773	9,416,095	9,448,918	9,419,062
融資対象団体等向け以外	175,628	191,713	190,146	208,381
特定取引資産 (トレーディング資産)	15,109	13,147	18,465	20,922
特定取引負債 (トレーディング負債)	8,928	5,197	10,356	11,650
有 価 証 券	1,464,472	1,215,141	977,951	1,219,610
国 債	734,260	537,291	340,828	560,085
その他	730,211	677,850	637,122	659,524

総 資 産	13,012,603	12,719,338	12,980,499	13,226,795
内 国 為 替 取 扱 高	21,684,640	19,694,189	20,468,896	22,313,103
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 6,382	百万ドル 7,199	百万ドル 7,585	百万ドル 6,988
経 常 利 益	7,670	30,207	30,836	21,918
当 期 純 利 益	8,773	18,305	22,998	15,363
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4 円 3 銭	8 円 41 銭	10 円 56 銭	7 円 6 銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	151,777	149,384	161,030	167,053
経 常 利 益	8,503	30,604	31,426	22,356
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,242	18,522	23,332	15,683
純 資 産 額	979,554	988,439	1,005,142	1,040,266
総 資 産	13,083,272	12,787,705	13,049,997	13,308,663

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,454 人
平 均 年 齢	38 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 6 月
平 均 給 与 月 額	451 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時従業員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	33 ( 4 )
東 海 地 区	10 ( 1 )

北 陸 地 区	4 ( ー )
近 畿 地 区	15 ( 1 )
中 国 地 区	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( ー )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 ( 1 )
国 内 計	102 ( 10 )
海 外 計	1 ( ー )
合 計	103 ( 10 )

注1. 該当がない場合は「ー」で表示しております。

2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店）、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。

3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末
4 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
ハノイ駐在員事務所	Tower02-19th floor - Unit CP2.19.05 CAPITAL PLACE No.29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合

茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町二丁目50番地43	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目5番17号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
ゆきぐに信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央四丁目8番2号ウエスギビル2階	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合

しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町114番地の1	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中央区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合

佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬港町12番2号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	1,906
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設  
該当ございません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中 金情報システム	東京都東村山市美住 町二丁目10番1	ソフトウェアの 開発、計算 受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株 式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—

八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	不動産管理 業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	情報サービス、コン サルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野 一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	クレジット カード業務	70百万円	100.00	—
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目10番17号	投資業務	100百万円	100.00	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等が有する議決権の比率であります。
4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
5. 連結対象の子会社等は上記8社であります。

#### 重要な業務提携の概況

該当ございません。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

#### (8) その他現況に関する重要な事項

##### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2024年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサル商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引

き出しサービスを行っております。

5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部、コンプライアンス統括部	—	—
中谷 肇	取締役副社長執行役員 社長補佐 秘書室、キャリアサポート部、D&I 推進部、営業店サポート部	—	—
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 DX推進部、システム部	—	—
小原 広之	取締役常務執行役員 金融犯罪対策室、主計部、管理部、危機対応業務部	—	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	—
大川 順子	取締役（社外取締役）	KDDI 株式会社社外取締役 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役	—
大久保 和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）	—

		株式会社 LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社 SS Dnaform 代表取締役社 長	
石黒 不二代	取締役 (社外取締役)	マネックスグループ株式会社社外 取締役 セガサミーホールディングス株式 会社社外取締役 ネットイヤーグループ株式会社取 締役 三井物産株式会社社外取締役	—
日下 智晴	取締役 (社外取締役)	日下企業経営相談所代表	—
岡本 泰一郎	常勤監査役	—	—
寺内 真彦	常勤監査役	—	—
寺脇 一峰	監査役 (社外監査役)	シン・ベル法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
小粥 純子	監査役 (社外監査役)	東北大学大学院経済学研究科 (会計 大学院) 教授 小粥純子公認会計士事務所代表 日本調理機株式会社社外取締役 (監 査等委員) 株式会社日新社外取締役 (監査等委 員) 大和ハウスリート投資法人監督役 員 株式会社民間資金等活用事業推進 機構社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2024年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
牧野 秀行	専務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
野上 武彦	常務執行役員
中塩 浩幸	常務執行役員
山田 真也	常務執行役員
住本 佳史	常務執行役員

山口 智之	常務執行役員
佐藤 淳	常務執行役員
木村 光孝	常務執行役員

2. 該当がない場合は「－」で表示しております。
3. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。  
補欠監査役 野崎 晃
4. 監査役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役石黒不二代氏は、2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。
6. 監査役小粥純子氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	変動報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
取締役	社内 取締役	4人 106 (うち報酬以外の金額 12)	73	20	12
	社外 取締役	5人 54 (うち報酬以外の金額6)	48	—	6
監査役	社内 監査役	2人 40 (うち報酬以外の金額4)	36	—	4
	社外 監査役	2人 21 (うち報酬以外の金額2)	19	—	2
計	13人	222 (うち報酬以外の金額 25)	176	20	25

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 該当がない場合は「－」で表示しております。
  3. 業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2023年3月期の実績は22,998百万円であります。当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。
  4. 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の

員数は4名（うち社外監査役2名）であります。

5. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
6. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
7. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
8. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

- ・ 執行役員を兼務する取締役

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

- ・ 社外取締役、監査役

「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）

報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

当金庫は、2022年7月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・ 当該方針の決定の方法

1. 基本方針

- ・ 取締役の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとする。

2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
- ・ 社外取締役の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定

の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の前年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（0～2.25）」を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

【計算式】退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」× 0.125×在職期間（月数）×業績勘案率

4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が0%～35%の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

- ・ 固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の前年度の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中村 重治	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
大川 順子	
大久保 和孝	
石黒 不二代	
日下 智晴	
寺脇 一峰	
小粥 純子	

#### (4) 補償契約

##### イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第 2 号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。</p> <p>(3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。</p>

##### ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。</p>

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況	
中村 重治	トーヨーカネツ株式会社	社外取締役 (監査等委員)
	リケンテクノス株式会社	社外取締役 (監査等委員)
大川 順子	KDDI株式会社	社外取締役
	朝日放送グループホールディングス株式会社	社外取締役 (監査等委員)
	東京電力ホールディングス株式会社	社外取締役
大久保 和孝	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役 (監査等委員)
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役
	株式会社ブレインパッド	社外取締役 (監査等委員)
	株式会社LIFULL	社外取締役
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)
株式会社SS Dnaform	代表取締役社長	
石黒 不二代	マネックスグループ株式会社	社外取締役
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役
	ネットイヤーグループ株式会社	取締役
	三井物産株式会社	社外取締役
日下 智晴	日下企業経営相談所	代表
寺脇 一峰	シン・ベル法律事務所	弁護士
	キューピー株式会社	社外監査役
	鹿島建設株式会社	社外取締役
	芝浦機械株式会社	社外取締役
小粥 純子	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院)	教授
	小粥純子公認会計士事務所	代表
	日本調理機株式会社	社外取締役 (監査等委員)
	株式会社日新	社外取締役 (監査等委員)
	大和ハウスリート投資法人	監督役員
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	社外監査役

注 1. 取締役中村重治氏は、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

2. 取締役大川順子氏は、KDDI株式会社の社外取締役、朝日放送グループホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び東京電力ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員)、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役 (監査等委員)、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

4. 取締役石黒不二代氏は、マネックスグループ株式会社の社外取締役、セガサミーホール

ディングス株式会社の社外取締役、ネットイヤーグループ株式会社の取締役及び三井物産株式会社の社外取締役であります。なお、同氏は2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。

5. 取締役日下智晴氏は、日下企業経営相談所の代表であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役寺脇一峰氏は、シン・ベル法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外取締役及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 監査役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）の教授、小粥純子公認会計士事務所の代表、日本調理機株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社日新の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員及び株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中村 重治	12ヵ月 (通算69ヵ月)	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川 順子	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ・インクルージョン推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づき、新たな企業理念制定に関してアドバイスをする等役割を果たしております。
大久保 和孝	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これら

			の委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
石黒 不二代	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なDX分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行う等役割を果たしております。
日下 智晴	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回のうち 15 回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
寺脇 一峰	12 ヶ月 (通算 69 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の 15 回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
小粥 純子	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の 15 回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給 人数	株式会社商工組合中央金庫か らの報酬等	株式会社商工組合中 央金庫の子会社等か らの報酬等	退職慰労金
取締役	5人	54 (うち報酬以外の金額6)	該当ございません。	6
監査役	2人	21 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の 合計	7人	75 (うち報酬以外の金額8)	該当ございません。	8

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	22,907名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300千株	0.42%
中部交通共済協同組合	8,085千株	0.37%
関東交通共済協同組合	6,639千株	0.30%
鹿児島県火災共済協同組合	6,000千株	0.27%
株式会社珈栄舎	5,968千株	0.27%
東銀リース株式会社	5,300千株	0.24%
東京木材問屋協同組合	5,000千株	0.22%
協同組合小山教育産業グループ	4,823千株	0.22%
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810千株	0.22%

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,743千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	658,543	30.26
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	594,577	27.32
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	62,194	2.85
企 業 組 合	1,770	0.08
協 業 組 合	5,973	0.27
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	23,465	1.07
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,662	0.07
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,818	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	580	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 中 央 会	350	0.01
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	457,235	21.01
そ の 他	4,935	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,743千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

(6) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan 有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 本間 正彦 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 原澤 哲史	125	① 報酬等について監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 気候変動シナリオ分析及び関連開示の拡充に関するアドバイザー・サービス業務 ・ 特別目的の四半期連結財務諸表レビュー (第 1 四半期及び第 3 四半期)等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 135 百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 補償契約

該当ございません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の

規定によるものに限る。) をしているときは、その事実  
該当ございません。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。かかる基本方針及び2023年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念(パーパス・ミッション)、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制(内部通報制度を含む。)を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知し、浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念(パーパス・ミッション)を制定し、パート・シニア社員を含む全社員が、一人ひとりの「マイパーパス」を策定しております。また、「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを受けて、子会社を含む商工中金グループ共通の人権方針を2024年3月に策定いたしました。

社員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を2018年度から開催し、2022年度以降は「自律的なコンプライアンス」を目的とし、各部室店単位でのコンプライアンス・プログラム策定に取り組んでおります。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス

統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、内部監査会議を経て取締役会で承認された「年度内部監査方針」において定め、その監査結果等は、取締役会及び内部監査会議に報告しております。2023年度の内部監査方針においては、サステナビリティ関連の取組状況・開示の適切性を対象テーマとした監査にも取り組みました。また、計画的な内部監査の高度化を目的に、2022年4月に策定した中期監査計画のもと、「経営に役立つ監査」を実現するため、各種施策に取り組んでおります。

反社会的勢力に関する事項については、四半期ごとにコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

## （2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### （決議内容の概要）

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

### （運用状況の概要）

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

## （3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### （決議内容の概要）

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

### （運用状況の概要）

取締役会は半期ごとに、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。2023年度には取引先業種ごとのリスクリターンの捕捉を開始する等、高度化に継続的に取り組んでおります。また、2023年3月にバーゼルⅢ最終化の適用に伴う関連規定の改正を取締役に於て決議し、執行役員規程にリスク管理部門、コンプライアンス統括部門及び監査部部門の役員は、利益相反の関係にある業務部門を兼務しないことを明記いたしました。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローンダリング対策事項の未整備項目への対応の進捗状況について定期的にコンプライアンス会議に報告し、2024年2月末までに整備を完了いたしました。外部からマネー・ローンダリング対策態勢の高度化要請が更に強

まっていることも踏まえ、営業部店、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローンダリング対策態勢を強化、推進しております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2023年度は各部室店にてコンプライアンス・プログラムを策定し、策定されたプログラムについて2023年8月のコンプライアンス会議にて報告いたしました。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

##### (運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2023年度は取締役会を16回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、社員身分から離れて、より大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

パーパス・ミッション、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。また、2023年度は、企業価値向上を志向した中長期的な戦略に関する議論の場として、常務執行役員以上で集中討議を2回実施いたしました。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2023年度は2023年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

#### (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定

を制定し、職務執行を分担する。全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社ごとに業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。2022年8月に企業理念の実現を目的に、新たに各子会社の中期経営計画を策定し、2023年度は、各社の業務計画ヒアリングと合わせて、中期経営計画の振り返りを実施し、取組課題等の整理を実施いたしました。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、取締役会にて決定した2023年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」に沿って対応いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役がその職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役がその職務を補助するため、監査役室を設置し執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口において内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書

の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2023年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2023年度は10回報告を受け、意見交換を行っております。更に、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2023年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。